

第5 新たな推進計画における施策等

動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、四つの施策展開の方向に沿って 16 の重点施策を着実に推進していきます。

<都における動物愛護管理施策の体系>

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- <施策 1> 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- <施策 2> 犬・猫の適正飼養の徹底
- <施策 3> 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- <施策 4> 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- <施策 5> 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- <施策 6> 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- <施策 7> 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- <施策 8> 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- <施策 9> 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- <施策 10> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- <施策 11> 動物取扱業への監視強化
- <施策 12> 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- <施策 13> 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底
- <施策 14> 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

- <施策 15> 動物由来感染症への対応強化
- <施策 16> 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

犬や猫などのペットの存在が「社会の一員」として地域の人々に受け入れられるためには、まず飼い主が責任をもって適正に飼養することが重要です。このため、適正飼養・終生飼養、マイクロチップ装着の制度化に係る普及啓発や情報提供等の更なる充実を進めていきます。

また、不適正な飼養等により住民間のトラブルが発生したり、生活環境が損なわれたりした場合や、飼い主が独力で解決することが困難な場合等には、地域に根差した支援等が必要となるため、身近な地域での相談支援体制の整備に取り組んでいきます。

多頭飼育に起因する問題への対応や動物の遺棄・虐待防止に関する対策については、関係機関・関係団体等が連携し、効果的な取組が行えるよう体制整備等を進めていきます。

さらに、地域における適正飼養の普及啓発を推進する人材の育成や、教育現場における動物愛護の普及啓発活動の支援についても推進していきます。

施策 1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

(1) 飼い主への啓発の更なる充実

 飼い主は、責任をもって、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならず、また、他者への危害の防止や周囲の生活環境への配慮などを行う必要があります。動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼養に係る法令や遵守すべき基準等について、飼い主が十分に理解し実践できるよう、普及啓発を更に充実させていきます。

 命ある動物を飼うことは責任と負担を伴うものであり、動物の安易な飼養を防ぐためには、動物を飼い始める前から啓発する必要があることから、ペットショップ等において、飼養方法等の情報提供や継続的なサポートを行うよう促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めていきます。

(2) 適正飼養・終生飼養に係る情報発信

- 🐾 動物愛護相談センターは、様々な関係者と広く連携し普及啓発を進める中心施設として、飼い主が適切な飼い方を学べる機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」の内容をより充実させ、適正飼養に関する情報を広く発信していきます。
- 🐾 専門家や研究機関等と連携し、講習会やホームページ等を通じて、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適正に飼うために役立つ最新の知識を分かりやすく提供していきます。
- 🐾 動物を飼いつけることの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養継続のための民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のための情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていきます。

(3) マイクロチップ装着等の制度の定着に向けた普及啓発

- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により新たに規定されたマイクロチップ装着等の制度が速やかに定着するよう、区市町村、動物病院等と連携し、ホームページやイベント等、様々な機会を捉えて啓発を推進していきます。

施策2 犬・猫の適正飼養の徹底

(1) 犬の適正飼養の徹底

- 🐾 都内における未登録犬の頭数を減らし、狂犬病予防注射接種率を向上させるため、区市町村と連携して法令遵守の徹底を図っていきます。
- 🐾 区市町村による動物病院等での鑑札交付・注射済票交付の事務委託など、飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組を進めていきます。
- 🐾 犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、飼い主への啓発を徹底していきます。

(2) 猫の飼養三原則の普及啓発

- 🐾 猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）の徹底を図るため、パンフレットの作成・配布、イベント等におけるパネル展示、デジタルサイネージなど様々な媒体を活用し普及啓発を進めていきます。

施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

- 🐾 動物の不適正な飼養等に関する問題は、住民間の生活上のトラブルや生活環境の悪化につながる場合や、飼い主が自ら解決することが困難となっている場合があります。そのため、飼い主を含め住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整備していきます。
- 🐾 区市町村の職員が、動物の飼養に関する基本的な事柄から、保健福祉などの関連分野に関する事柄、関係法令等に至るまでの幅広い知識を習得し、対応力を向上できるように研修を開催するなどの支援を行っていきます。
- 🐾 区市町村の動物愛護管理担当者等の職員が、動物愛護相談センターのほか大学等の専門機関から相談支援に必要な専門的助言や支援を受けられる体制を整備します。

施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携

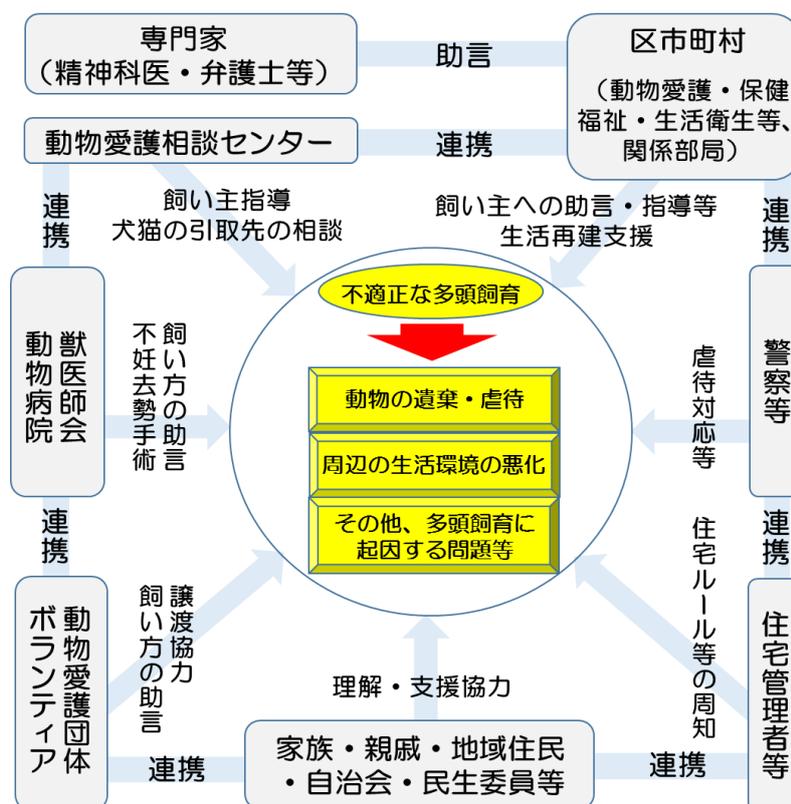
(1) 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築

- 🐾 不適正な多頭飼育の問題は、動物愛護管理の視点からの要因だけでなく、環境衛生や保健、福祉など様々な要因が絡んでいることがあります。区市町村において、飼い主への適正飼養に係る指導のみでは解決が困難な事例が発生した場合、ケースに応じて動物愛護管理部局と保健福祉や生活衛生部局等の関係部局が連携して迅速かつ円滑に対応できるよう、対応手順の整理や区市町村のネットワークづくりの支援を行っていきます。

(2) 多頭飼育問題への対応力強化

🐾 住民からの苦情や相談事例を状況に応じて、警察や動物病院、ボランティア、住宅管理者等の関係機関と情報共有し、事案の内容により早期から連携して対応する体制や、各区市町村における課題等について、会議等を通じて都と区市町村で共有する仕組みづくりを検討していきます。

連携のイメージ



施策 5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

(1) 動物の遺棄・虐待の防止に向けた取組

🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化や、獣医師による虐待の通報の義務化について、東京都獣医師会等と連携して周知徹底を図るとともに、虐待のおそれのある事案には、区市町村や関係機関と連携して適切な指導・助言を行うなど、遺棄・虐待の防止に向けた一層の取組を進めていきます。

 動物の遺棄・虐待防止に向けて、引き続き広く都民に対し、デジタルサイネージやポスター等を活用した啓発を行っていきます。

(2) 動物の遺棄・虐待疑いへの的確な対応

 虐待を疑う事例を科学的、客観的に判断する能力や、法獣医学の知識等を習得するための講習を通じて動物愛護相談センター職員の対応力を向上させるほか、国内外の動物虐待防止機関における知見等も参考として、対応手法等の確立を図るとともに、警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との情報共有や連携体制の強化を進めていきます。

施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成

 動物愛護相談センターにおける動物愛護推進員やボランティア向け研修会の開催など、人材育成機能を強化することにより、不適正な飼養を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など、地域における様々な課題に適切に対応し、普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上のための取組を進めていきます。

施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

(1) 教育現場における普及啓発の拡大

 動物教室については、動物愛護推進員が主体となって実施する方式を拡大していくとともに、小学校に加え、新たに児童館等での開催を進めていきます。あわせて、子供の発達段階を考慮したプログラムの見直しや、現場で活用しやすい映像資材等の提供により、幅広い展開を図っていきます。

(2) 学校における動物飼養への支援

- 🐾 学校において、動物の飼養が適正に行われるよう、引き続き区市町村等と連携し、教職員等に対する動物飼育に係る講習会等の機会を通じて、基本的知識の普及や情報提供、助言等の支援を行ってまいります。